

新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内にある空家等の有効活用を通じ、良好な住環境の確保及び移住定住促進による地域活性化を図るため、空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物であつて、現に所有者等又は親族等による居住又は使用がなされていないものをいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権又は売買若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みのあつた空家等（媒介契約（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約をいう。）若しくは代理契約（同法第34条の3に規定する代理契約をいう。））がなされている、又は所有者等が自ら賃貸する空家等に限る。）の情報を登録し、空家等の購入又は賃貸を希望する者に対して当該情報を提供する制度をいう。

(登録申込み)

第3条 空き家バンク制度における空家等に関する登録申込みをしようとする所有者等（以下「物件登録者」という。）は、柏崎市空き家バンク制度物件登録申込書（別記第1号様式）（以下「物件登録申込み」という。）に柏崎市空き家バンク制度物件登録カード（別記第2号様式）及び柏崎市空き家バンク制度登録誓約書兼同意書（別記第3号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、物件登録申込みを受けた場合は、その内容を確認するとともに、適当であると認めるときは、登録番号を付した上で柏崎市空き家バンク登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、物件登録申込みがあつた情報を補正して登録することができる。
- 4 市長は、前2項の規定による登録をしたときは、柏崎市空き家バンク制度物件登録完了通知書（別記第4号様式）により物件登録者に対し通知するものとする。
- 5 市長は、物件登録者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、物件登録台帳に登録してはならない。

(登録事項の変更等)

第4条 物件登録者は、登録情報に変更があるときは、柏崎市空き家バンク制度物件登録事項変更届出書（別記第5号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて、その変更を届け出なければならない。

- 2 物件登録者は、登録の抹消を希望するときは、柏崎市空き家バンク制度物件登録抹消届出書

(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録台帳から登録を抹消し、柏崎市空き家バンク制度登録物件抹消通知書(別記第7号様式)により物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録に関して不正、偽り等が判明したとき。
- (2) 前条第1項に規定する変更の届出がなされていないことが判明したとき。
- (3) 前条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 物件登録台帳に登録された日から起算して2年を経過したとき。
ただし、改めて登録申込みに係る手続がなされた場合は、この限りでない。
- (5) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(情報の公開及び提供)

第6条 市長は、物件登録台帳に記載された情報のうち、物件登録者に係る氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除く情報を市が管理するホームページ等において公開するとともに、空家等を利用する目的で空き家バンク制度を利用する者として空き家バンク利用者登録台帳(以下「利用者台帳」という。)に登録された者(以下「利用者」という。)に提供するものとする。ただし、当該情報を公開することが適当でない場合は、この限りでない。

(利用者の登録申込み等)

第7条 利用者の登録を受けようとする者は、柏崎市空き家バンク制度利用登録申込書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合は、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、登録番号を付した上で、利用者台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、柏崎市空き家バンク制度利用登録完了通知書(別記第9号様式)を利用者へ通知するものとする。

(利用登録事項の変更等)

第8条 利用者は、登録事項に変更があったときは、柏崎市空き家バンク制度利用登録変更届出書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は登録の抹消を希望するときは、柏崎市空き家バンク制度利用登録抹消届出書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用者台帳の登録の抹消)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消し、柏崎市空き家バンク制度利用登録抹消通知書(別記第12号様式)により、利用者へ通知しなければならない。

- (1) 登録に関して不正、偽り等が判明したとき。
- (2) 前条第1項に規定する変更の届出がなされていないことが判明したとき。
- (3) 前条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 利用者台帳に登録された日から起算して2年を経過したとき。
ただし、改めて登録申込みに係る手続がなされた場合は、この限りでない。
- (5) その他市長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

(個人情報等の取扱い)

第10条 物件登録者及び利用者は、空き家バンク制度の利用に伴い取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（交渉及び契約等）

第11条 市長は、物件登録者及び利用者が行う空家等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約については、これに関与しない。

- 2 契約に関する一切の係争については、当事者間で解決するものとする。
- 3 物件登録者は、空家等に関する売買又は賃貸借の契約が成立したときは、柏崎市空き家バンク制度登録物件成立届出書（別記第13号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

前文（抄）令和7年3月12日告示第35号
令和7年3月12日から実施する。